

困難を抱える児童生徒への対応

県教育庁教育振興部児童生徒安全課

1 はじめに

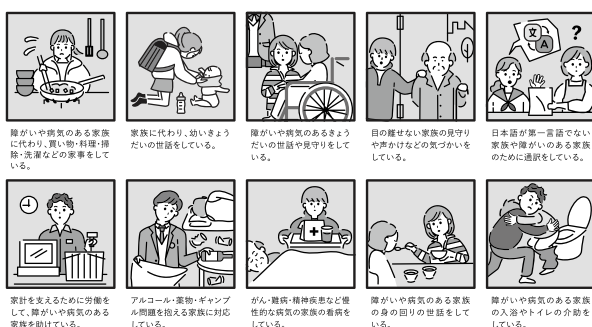
近年、困難を抱える児童生徒が多様化しており、個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められている。ここでは、生徒指導上の課題として、ヤングケアラーや性的マイノリティなどの新たな問題への取組や対応とともに、児童虐待、いじめや不登校への対応の留意点について述べてみたい。

2 ヤングケアラーへの対応について

(1) ヤングケアラーとは

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の者を指す。

厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に」より抜粋



(2) 現状・課題

令和2年度（中学2年生、高校2年生）と令和3年度（小学6年生）に国が行った調査によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、小学6年生で6.5%となっている。

(3) 今後取り組むべき施策

①早期発見・把握

②地方自治体における現状把握の推進

③社会的認知度の向上

(4) 千葉県の取組

①県内実態調査

令和4年度に、県健康福祉部児童家庭課と県教育庁教育振興部児童生徒安全課が連携し、公立の小学6年生、中学2年生、高校2年生等を対象とした「ヤングケアラー県内実態調査」を行い、年度末までに支援策を検討していく。

②研修の充実

学校関係者の研修の機会を充実させ、ヤングケアラーに関する知識や対応力の向上を目指す。

(5) 学校に期待される役割

学校や教職員は、学齢期児童生徒に対して網羅的に目配りでき、その日常的な変化に敏感に反応できることや、児童生徒・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあるといえる。管理職のリーダーシップのもと、心理と福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携が必須である。

学校の役割は、支援が必要な児童生徒を早期に発見し、寄り添って対応することである。家庭への支援は学校単独で行うのは困難であることから、福祉や医療等の関係機関等につなぐことも重要である。

3 性的マイノリティへの対応について

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見による人権問題が発生している。



また、性自認（性同一性）に関する偏見から、からだの性とこころの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されている。

法務省のデータによると、性的マイノリティに対する差別として、職場や学校での差別的発言を聞いたことがあるという当事者は71.7%、職場や学校でのカミングアウトをしているという当事者は27.6%とされている。

文部科学省は、平成27年4月30日に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を発表した。また、平成28年4月1日には、学校や教育委員会等からの質問をQ&Aのかたちでまとめた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を発表した。その中で、学校における支援体制の在り方や学校生活の各場面における支援、当事者である児童生徒の保護者との関係等について示している。Q&Aには、そういった対応を実施する上での、実務上の要点が整理されている。



【性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）二次元コードは文部科学省の掲載ページ】

性的マイノリティの問題については、周囲の理解がない場合、相談できずに苦しんでしまうケースがあり、いじめや不登校等のリスクが高いといわれている。「申し出がないのだから、該当者がいないのではないか」、「申し出があったら対応を考える」という姿勢では、当事者が「申し出る」心理的ハードルは

高いままである。固定的な見方・考え方から脱却し、様々な課題を想定した上で事前に対応していくことが大切である。学校として理解ある姿勢を示すことこそ、相談しやすく誰もが自分らしく過ごせる環境につながる。

4 児童虐待への対応について

(1) 二度と起こしてはならない

本県において、平成31年1月に、小学4年生の児童が亡くなるという痛ましい事件が発生した。そして、本県では、「このような事件を二度と起こしてはならない」という強い決意の下、令和元年に「児童虐待防止緊急対策」を取りまとめ、現在、実行に移している。児童虐待は、県全体においても、深刻な問題の一つである。

(2) 学校及び教職員の役割・責務

①早期発見、早期対応、速やかな通告

児童虐待は、家庭という「密室」で起こることから発見が困難であると言われている。そのため、子供や保護者と接する機会の多い教職員が、SOSのサインや家庭での変化を見逃さずに発見し、管理職のリーダーシップのもと、学校全体で早期に対応することが大切である。学校及び教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努め、虐待の疑いがあると感じた際は、速やかに関係機関に通告するという重要な役割が求められている。

②関係機関との連携

児童虐待は、発生要因が複雑な上に、子供、保護者双方への支援が必要であることから、学校だけの対応は困難であり、関係機関との連携が必要である。学校・教職員は、児童相談所、警察、市町村の虐待対応担当課等の関係機関の役割や専門性を念頭に置きながら、学校としての役割を果たすことが大切である。

(3) 児童虐待の手引き、リーフレットの活用

児童虐待に対する教職員の対応力向上と意

識啓発を図るため、令和元年11月に作成した「教職員のための児童虐待対応の手引き」に「校内研修資料や事例集」を加筆した「冊子版」を令和3年1月に各学校や教育委員会に配付した。また、速やかな通告につながるができるよう、令和元年8月発行のリーフレットも児童虐待の対応時や研修等の資料として活用いた



【千葉県教育委員会 HP 掲載】

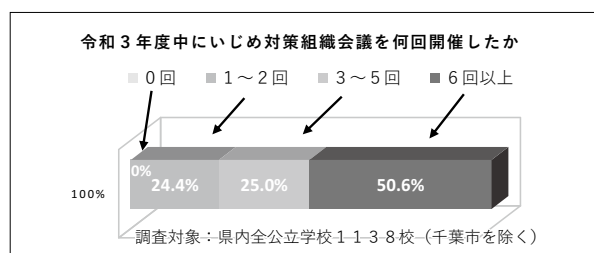


【児童虐待対応の手引き】 【児童虐待対応のリーフレット】

5 いじめ問題への対応について

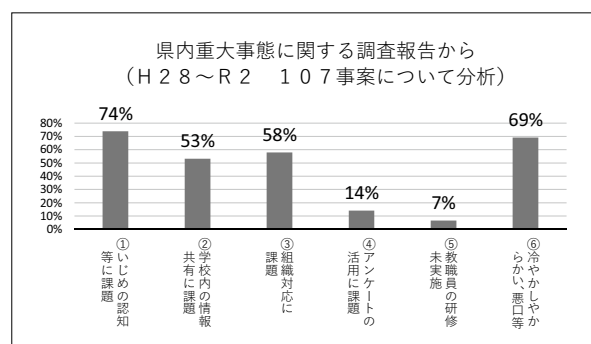
(1) 組織的で積極的な初期対応

これまでもお伝えしてきたとおり、本県公立学校のいじめの認知件数は全国的にも高い値で推移してきている。このことは、多くの学校が、いじめを「予兆の段階」、つまり、社会通念上のいじめとなる前に積極的に働きかけ、解消に向けて丁寧に対応している指標と捉えている。当課では、各学校に対して、令和3年度中に、学校いじめ対策組織の会議を何回開催したかを尋ねているが、下のグラフのとおり、6回以上開催した学校が50%を超えている。学校現場において積極的な初期対応が、組織的に行われることが浸透しつつあると考えており、さらに推進していきたい。



(2) いじめの重大事態について

いじめの重大事態は、令和2年度に本県公立学校で30件発生するなど、大きな課題である。当課では、平成28年度から令和2年度にかけて、千葉市を除く公立学校で発生したいじめ重大事態について、県の基本方針に基づき107件の調査報告書を受け付けており、課題と考えられる点について分析を行った。



「いじめの認知等に課題」があり74%で、各学校種で高い値を示し、「学校内の情報共有に課題」があり53%で、中学校では、部活動顧問の段階で情報が止まっているなどが6割を超えている。「組織対応に課題」ありは58%で、小学校では7割近くを示している。「アンケートの活用課題」ありは14%となっている。この4項目は、いわゆる「教職員の抱え込み」を示していると言える。

また、いじめの具体的な態様を確認したところ、69%が冷やかしかからかい等の比較的軽微な態様が含まれており、特に小学校では、軽微な段階から始まり、結果的に重大事態となった事案は半数以上にも上っている。「いじめの予兆の段階」から組織的に対応していくことが、重大事態の未然防止にもつながると言え、今後も分析を進め、各学校と情報を共有していきたい。

6 不登校児童生徒支援について

(1) ユニバーサルデザインの配慮の必要性

学校では、担任が学級目標を立て、教室の前にそれが掲げられることがあるが、どのよ



うな言葉が掲げられているだろうか。

いわゆる教育機会確保法の第3条第1項には、基本理念として「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。」が示されている。つまり、担任が学級目標を考える際には、家庭環境に恵まれなかったり、不登校傾向であったりと、最近では、HSC（ハイリーセンシティブチャイルド 音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい子供たち）の研究もなされており、様々な環境に置かれている子供たちを思い浮かべる必要があるということをこの基本理念は示している。

学校は、学級経営や部活動経営等において、これまで「明るく」「元気な」子供を是とする傾向があり、静かな環境を好むといった子供たちの個性を圧迫してきた可能性がある。教職員は、そういったユニバーサルデザイン的な配慮を忘れてはならないことを各学校で再確認いただきたい。

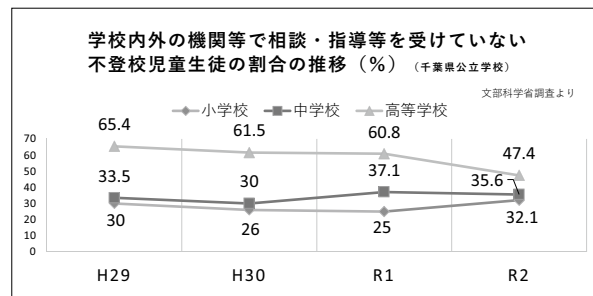
(2) 支援のスタートライン

「どのようにしたら学校に通うことができるようになるか。」子供が不登校になった際、保護者や教師であれば誰しもこのようなことを考える。一方、学校に行かない決断をした児童生徒は、特にその時期は、何らかの大きなストレスを抱え、精神的に混乱している状態であり、学校に行けないことで自分自身を責めたり、保護者に心配をかけていると申し訳ない気持ちになったりと、さらにそのストレスが増しているという。

つまり、支援のスタートラインを「どのようにしたら少しでも気持ちが楽になるか、気持ちが落ち着くか」という視点に変える必要があるのではないかと。教育機会確保法に基づく基本指針や通知等に明示されている不登校児童生徒支援のキーワードの1つ、「休養の必要性」に対する理解がこれに当たると考える。

(3) 保護者への支援

学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の状況を確認する。



小中学校では3人に1人、高校では依然として2人に1人が相談・指導を受けていないこととなる。この数値は、児童生徒自身への支援だけでなく保護者への支援が満たされていないことも示していると考ええる。

当課では、学校だけでなく保護者が、先程の「支援のスタートライン」に立つための資料として「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」を各学校に配付している。不登校児童生徒支援に関わる公的機関や民間団体等の情報を掲載しており、積極的な活用をお願いしたい。



【不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド】

7 おわりに

コンスタンス・マクグラスの「インクルーシブ教育の実践」(川合紀宗・訳 学苑社)に、ある学級に掲げられた言葉が紹介されている。「もし、私たちが教える方法で子どもたちが学ぶことができないなら、私たちは、彼らが学ぶことのできる方法を学ばなければならない。」

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」の概要及び 居場所カフェの取組について

県健康福祉部健康福祉指導課

1 はじめに

令和元年の国民生活基礎調査の結果によると、子どもの貧困率は13.5%となっており、7人に1人の子どもが、平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされている。

その中で、千葉県の次代を担う子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、子どもたちが健やかに育つことのできる環境の整備と教育の機会の均等を図ることが必要である。

2 計画の策定

平成25年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、翌年、国では子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定した。これらを踏まえ、県では、平成27年に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を推進してきた。

その後、令和元年度における法の改正や大綱の見直し、県において令和元年度に実施した「子どもの生活実態調査」の結果等を踏まえ、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（令和2年度～6年度）を策定したところである。

3 計画の概要

(1) 基本理念

すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成

長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指す。そのために、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があり、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、学校や地域がそれぞれの立場で責任を自覚し、相互に連携することにより、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていく。

(2) 横断的な基本方針

施策横断的な方針として、3つの基本方針を定めた。

- ①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
- ②支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援
- ③地方公共団体による取組の充実

(3) 重点的支援策

3つの基本方針を柱として、5つの重点的支援施策に取り組んでいく。

①教育の支援

スクールソーシャルワーカーの配置、子どもの学習・生活支援事業、生活福祉資金 等

②生活の安定に資するための支援

自立相談支援事業、子育て世代包括支援センターの設置支援事業、社会的養護自立支援事業 等

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

就労支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金 等



④経済的支援

就学援助費など支援制度を知らない家庭への周知の徹底、児童扶養手当・児童手当の支給、ひとり親家庭等医療費等助成 等

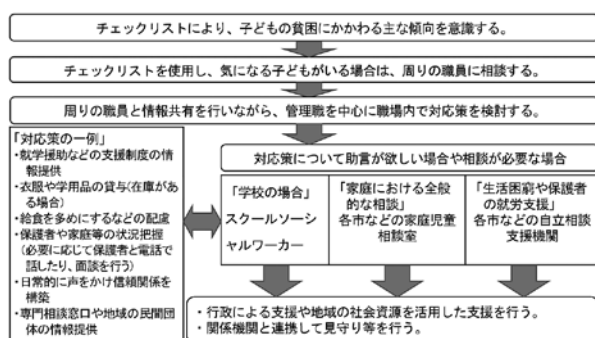
⑤支援につなぐ体制整備（本県独自）

気づきのためのチェックシートや支援につなぐガイドブックの作成、保育士や放課後児童支援員への研修 等

4 県の取組

計画に基づき、県としては各事業を実施しているところであるが、特に、本県独自の重点施策である「支援につなぐ体制整備」についてでは、子どもたちの身近にいる学校の先生など周りの大人が、学校等の現場などで子どもの貧困に気づき、適切な支援につなげるための「気づきのチェックシート」を策定した。小学・中学・高校の教員や保育所・認定こども園・幼稚園の職員等に対し研修等を通じて周知しているところである。

【チェックシートによるつながりのイメージ】



「気づきのチェックシート」

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kodomohinkonkeikaku/kodomonohinkon_checksheet.html



また、令和4年度には、学校等の現場で気づいた貧困を適切な支援につなぐため、各種支援制度や相談先等を記載したガイドブックを配付する予定である。

さらに、課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業として、高校・中核地域生活支援センター・福祉団体等の連携により、高校内に気軽に相談できる居場所「居場所カフェ」の定着に取り組んでいる。

5 課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業（居場所カフェ）について

(1) 事業の背景

抱える課題を「言えない」「言いたくない」子どもや、それがSOSを求めてよい課題であると思えない子どもがいる。

そういった子どもたちについて、早期に見出し、福祉的な支援につなげていくため、高校内の「居場所」の設置に取り組む。

(2) 事業の概要

高校内で生徒が飲食等しながら、支援団体職員や地域ボランティア等と気軽に交流できる場を設置し、学校の人間関係、進学や就職の相談、家庭内の問題などの悩みや不安を話しやすい環境を作り、生徒本人の同意があれば学校内のスクールソーシャルワーカーなどを通じて福祉支援機関につなげている。

6 おわりに

今後も引き続き、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、家庭・学校・地域がそれぞれの立場の責任を自覚し相互に連携して、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりに取り組んでいく。

(参考)

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/keikaku/kodomonohinkontaisaku/kodomonohinkontaisaku2020.html>

